

# 違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会

No：5 2017年7月5日

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6  
渋谷協栄ビル 2階

電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287

Mail : office@anpoiken.jp

Web : http://anpoiken.jp

## 沖縄で提訴「安保法制は憲法違反」―違憲訴訟、日本列島を縦断―

安保法制違憲訴訟の会 共同代表 寺井一弘

本年6月23日、沖縄の特別の日とされている「慰霊の日」に安保法制を憲法違反とする訴訟が那覇地方裁判所に提起されました。ご承知の通り、沖縄県民の皆様は第二次世界大戦の戦中戦後において筆舌に尽くし難い苦難を与え続けられて、現在においても普天間、嘉手納、辺野古、高江などにおける基地訴訟と平和活動家に対する人権無視の厳しい弾圧事件が相次いであります。その中で多くの市民の皆様と弁護士が力を合わせて「安保法制は憲法違反である」との訴訟を提起されたことはきわめて画期的で歴史的な出来事であると思っております。私も6月23日の提訴に那覇地方裁判所に同行して、午後の「市民集会」では「危機に立つ平和憲法と今後の課題 ―これからの日本はどうか、我々はどうするのか―」と題するお話をさせていただきましたが、改めて人権擁護と平和憲法を死守するために不眠不休の戦いを続けてこられた沖縄の市民と弁護士の方々の不屈の精神に心からの敬意を表したいと実感させられました。

沖縄の県民とヤマト（本土）の人間との間の意識のズレについてはさまざまな指摘がなされていますが、私自身はわが国の戦後における平和があるとすれば、それは沖縄の犠牲のうえに存在していることは明らかな事実だと思っております。沖縄の米軍基地はこれまで憲法九条の規律が及ばない例外として存在し、

返還後も日本国憲法は沖縄に定着することは全くありませんでした。米軍専用施設の約70%が沖縄に集中し、辺野古基地問題は鋭くわが国の安全保障の矛盾を暴き出しています。私は昨年12月、辺野古を訪ね、米軍キャンプシュワブ前で抗議を続けるテント村の村長らと話し合う機会を持つことができましたが、本土では全く報道されていない深刻な事態に胸を突き刺されました。そうした中で沖縄市民と弁護士の方々が心と力をつにして違憲訴訟を提起されたことに深甚の感謝の意を示したいと思っております。そして私は、この沖縄における違憲訴訟の提起を機にして、沖縄と本土との真の連帯をはかる必要があると思っております。

ところで、「安保法制違憲訴訟」は、昨年4月26日の東京を皮切りに、現在までに福島、高知、大阪、長崎、岡山、埼玉、長野、横浜、広島、福岡、京都、山口、大分、札幌、宮崎、群馬、釧路、鹿児島、沖縄の20の地方裁判所で23の訴訟が提起されて、文字通り日本列島を縦断する戦いが展開されることになりました。原告は全国総数で6296名、代理人弁護士は1614名です。

安倍政権は一昨年9月19日の「安保法制」の強行採決に続いて今年の6月の15日には「共謀罪」についても言語道断の強行採決で国会成立をはかりました。さらに安倍首相は今年の憲法記念日の5月3日に憲法9条の改定を公言して、「3年後の東京オリンピックの年に新しい憲法を施行する、そのために本年中に自民党としての改憲草案をまとめる」と明らかにしています。戦後72年死守してきた平和憲法にとって今日の事態はきわめて深刻であると言わざるをえません。私たちは安倍政権の暴挙を決して許すことなく、国民市民の方々と固く連帯して違憲訴訟を闘い続けなければならないと決意しています。



## 差止め 第3回口頭弁論

2017年4月14日午前10時30分より、差止め請求訴訟の第3回口頭弁論が行われました。

まず最初に、二人の原告代理人からの意見陳述がありました。福田護弁護士は、「被告国が、自己矛盾・自家撞着に陥って、ご都合主義の主張をしている」と鋭く指摘しました。昨年12月8日に最高裁判決のあった厚木基地における自衛隊機の運航の差止めに関する事件で、国が、自衛隊機の運航を行政事件訴訟法上の「処分」であると認めているにもかかわらず、本件東京地裁では、国は、集団的自衛権の行使等が「処分」に当たらないと言い、一方、横浜の安保法制違憲訴訟の国賠請求訴訟では「処分」にあたるので、民事訴訟による請求は不適法と言っているのです。この3つの訴訟、すべての代理人である福田弁護士ならではの主張が展開され、痛快でした。次に、古川（こがわ）健三弁護士より、新安保法制の制定が「立法行為」による憲法破壊行為であり、かつ、憲法改正・決定権が、国民にとっての具体的な権利であること、そして、原告の具体的な被害についても主張されました。

この後、3名の原告からの意見陳述が行われました。

高橋俊敬さんは、終戦直後、中国に派兵されたお父さんが林の中を逃げているときに、上官から脱走兵（朝



鮮兵)の斬首を命じられ、振り下ろした刀が頸椎にささった感触が忘れられず、亡くなるまで夜中にうなされていたと語りました。次に、ご両親とご自身が障がい者である原かほるさんは、障害者権利条約が国連総会で採択された後、日本でも差別解消に向けて社会が少しずつ明るく変わってきていたのに、安保法制によって一変したと訴えました。そして、元機長の山口宏弥さんは、国際線が世界各地の政情や治安状況に影響されること。また、民間航空会社は平和でなければ存在できないこと。今まで、日本の民間機は「報復テロ」の対象ではありませんでしたが、安保法制の成立で、テロ集団の標的にされる可能性が極度に高まっていることを訴えました。

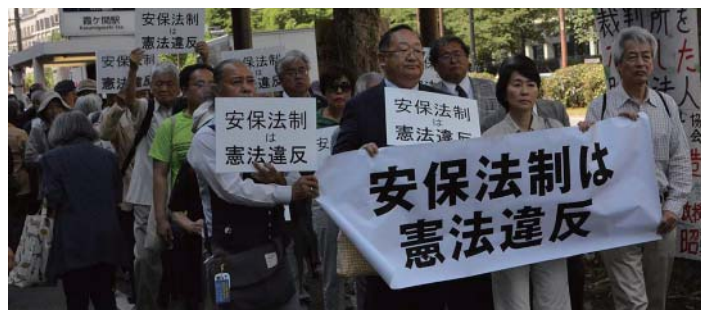
差止め訴訟は国賠訴訟に比べて難しい要件があるのですが、興味深い展開になっています。次回口頭弁論が楽しみです。（国賠第1次提訴原告 山口あずさ）

## 国賠 第4回口頭弁論

安保法制違憲訴訟（国家賠償請求）の第4回口頭弁論が6月2日（金）東京地裁103号法廷で開かれました。最初に原告代理人伊藤真弁護士が、被告（国）の準備書面における、国家賠償法1条1項の違法性の判断基準のあり方に反論するとともに、「平和的生存権」「人格権」「憲法改正・決定権」の具体的権利性を否定する点に反論し、不当なものであると主張しました。

角田由紀子弁護士は、学説・判例に照らしながら、原告らが侵害されている「人格権」は、①生命権・身体権及び精神に関する利益としての「人格権」、②平穏生活権、③主権者として蔑ろにされない権利、だと論じました。

福田護弁護士は、安保法制法が可能にした南スーダンPKOへの「駆けつけ警護」の任務付与、北朝鮮のミサイル危機への米空母艦隊の示唆行動と一体化した自衛艦の随行、米補給艦への「武器等防護」が実施され、安保法制法の施行による現実的な危機が生じ、原告らの権利を侵害していると陳述しました。また、原告3人からも意見陳述が行われ、キリスト教牧師の小海基さんは、第2次大戦時にキリスト者が、礼拝堂



に日の丸を掲げ、伊勢神宮への参拝を強要される苦澁を味あわされたこと、野木裕子さんは、戦後の民主主義教育を受け「男女平等」が徐々に「建前」から現実のものとなって来た反面、近年「マッチョイズム」が台頭してきて、弱者や女性の権利が蔑ろにされる懸念がでてきていると主張。ハルビンで生まれた渡辺一技さんの父は、帝国主義に反対しながらも招集に応じ、ついに戻ってこなかった。近年ハルビンを訪れ、中国の人々に戦時中の日本の行為を謝罪して回った際、老女のやさしさに触れたが、安保法制法はこれらのこともすべて無にすることだと訴えました。

次の第5回期日は9月28日15:00からです。年明け第6回（1/26予定）からは「証拠調べ」に入る方針で、当裁判いよいよ本格化することになります。

（国賠第1次提訴原告 長尾晴人）

政府は安保法制を着々と発動させ、「実績づくり」を進めています。その具体例を紹介します。

### スーダン派遣の自衛隊に武力行使の任務が

内戦が続く南スーダンでは、昨年7月に首都の大規模戦闘で270人以上が死亡。しかし安倍内閣は、自衛隊を撤退させないため、PKOの大前提である「停戦合意」の崩壊を認めませんでした。自衛隊の内部資料に「戦闘」「反政府派の支配地域」と記されていたのに、それを隠し、改ざんして、戦闘を「衝突」と呼び、反政府派は「組織的、系統的でなく支配地域も確定していないので紛争当事者はいない」から「停戦の合意は存続」と詭弁を続けてきました。

安倍内閣は、そのウソの上に昨年11月、安保法制の新PKO法を発動し、南スーダンに派遣した自衛隊に「駆けつけ警護」「宿営地の共同防護」という新任務を付与。これは海外での武力行使を認めるもので、憲法9条に違反するだけでなく、自衛隊員が殺し殺されることになりかねない決定でした。

今も現地情勢は好転せず、政府軍による国連施設や職員、NGO、少数民族への攻撃が頻発、国連はジェノサイドを警告しています（本ニュースNo. 3、「国連特別代表報告」参照）。安保法制の初の発動を「実績」としたい安倍内閣は、自衛隊と政府軍との衝突を避けて“成功”と称することを最優先し、3月10日に突然、自衛隊の撤退を決定しました。

安倍内閣は「昨年9月から撤退を検討していた」と弁解しましたが、それならなぜ、11月に武力行使できる任務を付与し、任期前の3月に撤退を命じたのでしょうか。答えは、①武力行使を認める「実績」が形の上でできた、②安全と言ってきたが、これ以上駐留させて武力衝突に巻き込まれたら内閣の責任が問われる、からです。憲法9条はもちろん、自衛隊員の生命・安全すら軽視するものです。

### 東アジアで米軍と共同行動、米艦防護も

米韓両国は3～5月、北朝鮮の核とミサイル開発への対抗として、大規模な軍事演習を続けました。米国防長官は「あらゆる選択肢がテーブルの上にある」と語り、副大統領は「平和は力でのみ達成される」と豪語、金正恩氏殺害の“斬首作戦”もか？との観測も流されました。実際、空母カール・ビンソンの艦隊が日本海に展開し、北朝鮮を威嚇。北朝鮮は激しく反発し、緊張は一挙に高まりました。

しかし、武力で平和はつくれません。北朝鮮のミサイル発射実験は安保理決議違反ですが、威嚇と挑発の応酬は、いたずらに緊張と戦争の危機を高めるだけです。もし朝鮮半島で戦争になれば、甚大な犠牲と物的被害は必至です。何としても武力衝突を避け、平和解決を導き出すのが関係国の責任です。

しかし安倍内閣は5月1日、安保法制の「平時からの米艦防護」を初めて発動し、海自のヘリ空母「いずも」に房総沖から四国沖まで米補給艦を護衛させました。危険が少ない太平洋で「護衛」とは奇妙ですが、①米軍を護衛した、②安保法制を発動した、という「実績」づくりです。この前例を作ること、次には戦域での護衛も行い、武力衝突が起こったら“自衛”として参戦する布石ともなります。

また、自衛隊の護衛艦とF15戦闘機が日本海で2つの空母打撃群と共同訓練し、B1爆撃機の護衛も行うなど、「威嚇と挑発」に参加。危険なゲームへの無責任な加担は、まさに百害あって一利なしです。

### ある日の弁護士会議

6月のある土曜日、午後2時から夜の8時近くまで、都内新宿区で弁護士会議が開かれました。いつもの会議は2時間ほどなのですが、この日は特別に、長時間の会議が予定されていたのです。テーマは多岐にわたりましたが、伊藤真弁護士の基調報告に、ぜひ、原告のみなさんにお伝えしたい発言がありましたので、紹介させていただきます。

「知性、理性、合理性、これに全く価値を置かない人たちが政治部門で仕事をしている。普通なら躊躇するところが、躊躇がない。前に言ったことと矛盾していることを言うのはやだな、というのが普通だと思うが、普通の議論が通用しない。今回の共謀罪についてもそうですが、パレルモ条約を批准するためには、と言い続ける。そんな必要がないのに延々という。知的に批判しても役に立たない。だからこそ、知性で戦える司法の場が最後の砦なんだろうと思っている。」

常識で考えて、今までの政府と比べて、考えられないような国会答弁の数々に、こんな国に住んでいることが心底嫌になってしまいます。

安保法制違憲訴訟は、文字通り、最後の砦を死守すべく戦っているのだと思います。知性をだいじにして、一緒に戦っていきたくて決意を新たにしました。

（事務局 山口あずさ）

## 全国の提訴・裁判の状況（期日はいずれも2017年）

提訴地	裁判の内容	次回期日	提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	9月28日 15:00	岡山	国賠	7月12日 14:30
	差止・国賠	7月24日 10:30	広島	差止・国賠	10月4日 13:30
	女の会 国賠	11月15日 14:30	山口	国賠	8月16日 15:30
札幌	差止・国賠	8月25日 15:00	高知	国賠	7月14日 10:00
釧路	国賠	未定	福岡	国賠	9月26日 14:00
福島（いわき）	国賠	9月13日 13:30		差止・国賠	7月12日 14:00
神奈川（横浜）	差止・国賠	7月27日 15:30	長崎	国賠	9月25日 15:00
埼玉（さいたま）	国賠	7月12日 11:00	大分	国賠	7月20日 10:30
群馬（前橋）	国賠	8月30日 14:00	鹿児島	国賠	未定
長野	国賠	9月22日 10:30	宮崎	国賠	7月12日 14:00
大阪	差止・国賠	9月6日 15:00	沖縄（那覇）	国賠	未定
京都	国賠	7月20日 14:00	提訴予定 山梨		

### 東京地裁次回期日

いずれも東京地裁103号法廷です。

【差止・第4回期日】2017年7月24日（月）

9:30 地裁前アピール行動！

10:00 傍聴券抽選（予定）

10:30 **開廷**

13:00 報告集会 参議院議員会館 講堂

14:45 原告連絡会集会 同上

【国賠・第5回期日】2017年9月28日（木）

14:00 地裁前アピール行動！

14:30 傍聴券抽選（予定）

15:00 **開廷**

18:00 **特別報告集会**（仮題）

日本教育会館（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

### 東京での原告の受付は終了しました

安保法制違憲訴訟は、6月23日の沖縄提訴により全国展開となり、東京では、いよいよ立証段階に入ります。

したがって、東京での原告の拡大はこの段階で終了します。

なお、各地での提訴はまだ継続しておりますので、ほかの地域で原告になることができます。

ウェブサイト（<http://anpoiken.jp>）の左側メニューのところに、各地の弁護団のウェブサイトがリンクしてありますので、アクセスしてください。

安保法制は違憲だ！原告ら49人の生々しい体験

## 私たちは戦争を許さない

—安保法制の憲法違反を訴える

安保法制違憲訴訟の会 編

四六判 224頁ソフトカバー（並製） 本体1300円＋税

8/4

刊行決定！

安保法制の違憲を訴えて、いま多くの市民が立ち上がっている。  
戦争体験、将来への憂い、安保法制批判の声を集めた闘いの記録。

岩波書店

### ご支援のお願い

安保法制違憲訴訟は多くの方に支えられています。「安保法制違憲訴訟を支える会」の会員の方で、新年度の会費が未納の方は、納入をお願いします。また、同会では引き続き新会員を募集しています。年会費一口3000円（何口でもかまいません）で、裁判の実費やニュースの発行などに使用します。

口座名義：アンポホウセイイケンソシヨウワササエルカイ安保法制違憲訴訟を支える会

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょ以外：口座記号・番号：00140-514288

ATM：口座記号・番号：001405-514288

窓口：口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九（ゼロイチキョウ）(019)

預金種目：当座 口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付

tel.03-5289-8222 fax.03-5289-8223

E-mail [soshou.sasaeru@gmail.com](mailto:soshou.sasaeru@gmail.com)

### シンポジウム 安全保障法制とジェンダー

日時：2017年8月5日（土）

13時30分～16時45分（開場13時15分）

会場：明治大学リバティタワー 1階ホール

東京都千代田区駿河台1-1

資料代：1000円

共催：ジェンダー法学会 / 安保法制違憲訴訟・女の会

後援：明治大学法科大学院ジェンダー法センター

連絡先：安保法制違憲訴訟・女の会

E-mail：[anpo4ikenjyo@gmail.com](mailto:anpo4ikenjyo@gmail.com)

Fax：03-3944-9647